



島根県報

令和6年1月12日（金）

第 4 8 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

火薬類取締法の規定による指定試験機関の試験事務を取り扱う事務所の所在地 変更の届出	（消 防 総 務 課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 がい 福 祉 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
換地計画書の縦覧（県営）	（ ” ）	3
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	3
公有水面埋立ての免許	（水 産 課）	3
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	（審 査 指 導 課）	4

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	5
島根県土砂災害予警報システム（第三期）開発及び運用保守業務の調達に係る 提案競技の実施	（砂 防 課）	5

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教 育 庁 総 務 課）	10
-------------------------------	---------------	----

【正 誤】

令和3年1月26日付け島根県報号外第7号中	（道 路 維 持 課）	11
-----------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第7号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の7第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第53条第2項第3号の規定により告示する。

令和6年1月12日

島根県知事 丸 山 達 也

指定試験機関の名称	主たる事務所の所在地	試験事務を取り扱う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
公益社団法人全国火薬類保安協会	東京都中央区八丁堀4丁目13番5号	島根県松江市北堀町15	島根県松江市比津町473-5	令和5年12月6日

島根県告示第8号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和6年1月12日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
濱口 俊一	呼吸器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和5年12月28日
朝山 康祐	神経内科・内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和5年12月28日
佐々木 陽平	外科	町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	令和5年12月28日

島根県告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年1月12日

島根県知事 丸 山 達 也

邑智郡石見土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

三田 誠 邑智郡邑南町矢上3044番地

大田 昌史 邑智郡邑南町中野2520番地

三浦 秀樹 邑智郡邑南町井原2911番地

寺本 梟 邑智郡邑南町日貫731番地

和田 清文 邑智郡邑南町日和1103番地3

藤間 修 邑智郡邑南町矢上3746番地

監事

土井 英徳 邑智郡邑南町矢上1705番地1

森脇 和雄 邑智郡邑南町矢上3896番地 3

2 就任年月日

令和5年10月13日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

日野原哲夫 邑智郡邑南町矢上2332番地

大田 昌史 邑智郡邑南町中野2520番地

三浦 秀樹 邑智郡邑南町井原2911番地

寺本 梶 邑智郡邑南町日貫731番地

和田 清文 邑智郡邑南町日和1103番地 3

秋田 勝秀 邑智郡邑南町矢上2561番地

監事

土井 英徳 邑智郡邑南町矢上1705番地 1

寺本 保 邑智郡邑南町日和1896番地

島根県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年1月12日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南中央地区（中谷下工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第11号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年1月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市下府町2098-7、2164-122

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第12号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法

第11条の規定により告示する。

令和6年1月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 免許年月日

令和5年12月27日

2 免許受人

島根県松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県出雲市大社町杵築北字笹子3544番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ令和4年秋分の満潮位（C. D. L. +0.52メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県出雲市大社町杵築北字権兵衛谷3092番 国土地理院三等三角点「猿源氏」

（北緯35度24分33秒04、東経132度40分22秒85）

①の地点 基準点から215度20分24秒、899.19メートルの地点

②の地点 ①の地点から234度14分11秒、3.22メートルの地点

③の地点 ②の地点から324度08分35秒、61.31メートルの地点

④の地点 ③の地点から54度08分35秒、3.18メートルの地点

ウ 面積

195.44平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県出雲市大社町杵築北字笹子3533番及び同3544番の地内並びに同3533番及び3544番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県出雲市大社町杵築北字権兵衛谷3092番 国土地理院三等三角点「猿源氏」

（北緯35度24分33秒04、東経132度40分22秒85）

㊸の地点 基準点から214度51分58秒、892.99メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から234度08分35秒、50.00メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から324度08分35秒、75.00メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から54度08分35秒、50.00メートルの地点

ウ 面積

3750.00平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

島根県告示第13号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和

39年島根県条例第43号) 第5条第3項の規定により告示する。

令和6年1月12日

島根県知事 丸 山 達 也

取消年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
令和5年9月30日	1-11	安来市広瀬町広瀬1911-1 島根県食品衛生協会安来支所 支所長 森井 勝己	安来市広瀬町広瀬1911-1

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年1月29日から同年2月29日まで

3 作業地域

大田市久手町、鳥井町、長久町、静間町、五十猛町、大屋町及び仁摩町地内

島根県土砂災害予警報システム（第三期）開発及び運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年1月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県土砂災害予警報システム（第三期）開発及び運用保守業務

(2) 仕様

島根県土砂災害予警報システム（第三期）開発及び運用保守業務に係る提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 提案価格の上限額

161,475,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

各年度における上限額は、次の表のとおりとする。

内容・期間	年度	予算額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
開発業務 契約日翌日から令和7年3月31日まで	令和5年度	0円
	令和6年度	134,970,000円

運用保守業務 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで	令和7年度	6,626,400円
	令和8年度	6,626,400円
	令和9年度	6,626,400円
	令和10年度	6,626,400円

2 開発期間及び運用期間

(1) 開発期間

契約の日の翌日から令和7年3月31日まで

(2) 運用保守期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到達していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到達していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- キ 共同企業体の構成員としてこの提案競技に参加していないこと。
- ク 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得者であること。
- ケ 都道府県における土砂災害警戒情報と、これを補足する土砂災害の危険度に関する情報を関係機関に伝達するためのシステムの開発業務を完成した実績を有する者であること（共同企業体代表者としての実績も可とする）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算

- (マ) 利益金の配当の割合
- (メ) 欠損金の負担の割合
- (ミ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ム) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (モ) 解散後の契約不適合責任
- (ム) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であり、(1)のクに該当すること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

4 提案競技配布資料に関する事項

(1) 担当部局

〒690-8501

島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎3階） 島根県土木部砂防課企画防災係

電話（直通）：0852-22-5211 F A X：0852-22-5788

電子メール：dosha-saigai@pref.shimane.lg.jp

(2) 配布する資料

- ア 提案競技仕様書
- イ 委託契約書（案）
- ウ 提案競技実施要領
- エ 評価基準

(3) 閲覧できる資料

- ア 島根県情報通信システム開発プロセス管理標準
- イ 島根県情報通信システム運用管理標準
- ウ 島根県セキュリティポリシー
- エ 現行システム完成図書
- オ 現行システムネットワーク図

(4) (2)及び(3)の配布及び閲覧期限等

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

ア 配布期間

令和6年1月12日（金）から同年2月5日（月）

閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

(1)に同じ。

(5) 提案競技説明会

実施しない

5 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるアからコまでの書類を提出すること。ただし、共同企業体の場合はイからカまでの書類について全構成員のものを提出すること。また、エからカまでの証明書については申請事前3か

月以内に発行されたものを提出すること。なお、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書

ウ 財務諸表（決算報告書）

エ 法人の登記事項証明書又は身分証明書

オ 島根県税の未納の徴収金がないこと又は納税義務がないことの証明書

カ 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

キ 国際標準化機構 I S O 9001 の認定取得登録証の写し

ク 同種業務の受注実績表

ケ 担当者届

コ 3の(2)のアに関する協定書の写し（共同企業体の場合のみ）

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部提出すること。

ウ 提出期限

令和6年2月5日（月）午後5時までに提出すること（郵送の場合は、書留により必着のこと）。

エ 提出先

4の(1)に同じ。

6 提案競技参加資格審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和6年2月13日（火）付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、提案競技実施要領による様式にて提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし到着確認の電話をすること。）。

(2) 提出期限は、令和6年1月24日（水）午後5時までとする。

(3) 提出先は4の(1)に同じとする。

(4) 質問に対する回答は、令和6年1月31日（水）までに、提案競技配布資料受領者全員に対し、F A X又は電子メールにより通知する。

8 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、次により提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県土砂災害予警報システム（第三期）開発及び運用保守業務について提案すること。

ただし、提案競技実施要領の提案書記載内容確認表における必須項目及び機能必須項目確認表に対応する記載を必ず行うこと。なお、必要がある場合は、補足資料を求めることがある。

(2) 提案書の形式

ア 提案書の様式は任意とする。ただし用紙は全てA4版とし、ページ番号を付するものとする（ただし、全体構成や全体概要を説明する資料についてはA3版でも可とする。）。

イ 見積書の様式は提案書実施要領による。

(3) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送または持参による。

イ 提出部数

(ア) 提案書 8部

(イ) 見積書 1部

ウ 提出期限

令和6年2月16日（金）午後5時までに提出すること（郵送の場合は、書留により必着のこと。）。

エ 提出先

4の(1)に同じ

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案を代理したとき。
- (6) 島根県が実施する入札について公告日から審査委員会の審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。
- (7) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 選定方法

- (1) 別に設置する島根県土砂災害予警報システム（第三期）開発及び運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査を行い、選定を行うものとする。
- (2) 提案価格が予算額の範囲内であり、かつ仕様書に規定している必須要件を全て満たしている提案書についてのみ評価する。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提案書について必要に応じて提案者によるプレゼンテーション又はヒアリングを行う。
- (5) プレゼンテーション又はヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議の申し立ては、受け付けない。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項第1号に規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について審査委員会の審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者はから見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

前金払の請求があった場合において、1の(3)に示す令和6年度の予算額の範囲内で、前金払を行うことができる。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加又は修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション又はヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

13 問合せ先

4の(1)に同じ。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Development and operation maintenance (3th term) of a landslide forecasting and warning system in Shimane Prefecture

(2) Deadline for submission of proposal : February 16 2024 by 5 : 00 p.m.

(3) For further details, please contact : Planning and Disaster Prevention Section, Landslide Prevention Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government (3 F South Building) 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501 Japan

TEL(direct) : 0852-22-5211

FAX : 0852-22-5788

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月12日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第1号

島根県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会会議規則（昭和23年島根県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「くじで」及び「番号及び」を削る。

第4条を削り、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 会議は、毎月1回招集する。ただし、特別の事情があるときは、その回数を変更することができる。

2 前項の規定によるもののほか、会議は、教育長が必要と認めたとき、又は法第14条第2項の規定により委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき案件を示して会議の招集が請求されたときに招集するものとする。

第6条を削る。

第5条第2項を削り、同条を第6条とする。

第1章中第4条の次に次の1条を加える。

第5条 教育長及び委員は、会議の当日、前条の規定により通知した場所に参集し会議に出席しなければならない。

2 教育長及び委員は、前項の規定にかかわらず、災害等の理由により議場に参集することが困難である場合その他の教育長が必要と認める場合（法第14条第7項ただし書の規定により公開しないこととした議題を審議する場合を除く。）には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン会議の方法」という。）により会議に出席し、採決（第19条第2項本文の規定により無記名投票の方法によって行う採決を除く。）に加わることができる。

3 前項の規定によるもののほか、オンライン会議の方法による出席に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第7条第3項を削る。

第8条中「会期」を「会議」に改める。

第9条第1項中「教育長と呼び」を「挙手をし」に、「受ける」を「得て行わなければならない」に改める。

第23条中第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) オンライン会議の方法により出席した教育長又は委員がいる場合にあつては、その者の出席の方法

第25条を削り、第26条を第25条とし、第27条を第26条とし、第28条を第27条とし、第6章中第29条を第28条とし、第30条から第32条までを1号ずつ繰り上げ、第7章中第33条を第32条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

令和3年1月26日付け島根県報第7号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示 第68号の表 中	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 邑智郡邑南町日貫1618 番6地先から同1624番 9地先まで </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 邑智郡邑南町日貫1639 番4地先から同4065番 4地先まで </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 邑智郡邑南町日貫1617 番3地先から同1624番 9地先まで </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 邑智郡邑南町日貫1639 番4地先から同4066番 2地先まで </div>